

令和8年4月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年（行ウ）第118号 行政（不当労働行為救済申立を棄却）命令取消請求
事件

口頭弁論終結日 令和8年2月18日

判決

原告	X組合
被告	愛知県
同代表者兼処分行政庁	愛知県労働委員会

主文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

愛知県労働委員会が令和4年（不）第6号不当労働行為救済申立事件について令和6年5月13日付けでした命令を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

原告は、C法人が、同法人の職員を教唆して原告代表者執行委員長に対して暴行及び誹謗中傷を行わせたこと等が労働組合法7条各号所定の不当労働行為に該当すると主張して、愛知県労働委員会（以下「処分行政庁」という。）に対し、救済手続の申立てをしたところ、処分行政庁から、令和6年5月13日付けで申立てを棄却する命令（以下「本件命令」という。）を受けたことから、その取消しを求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

- (1) 処分行政庁は、令和6年5月13日付けで本件命令をした。

(2) 原告は、令和7年12月24日、本件訴えを提起した。

3 当事者の主張（本案前の主張）

（原告の主張）

原告は、本件命令の命令書謄本（以下「本件命令書」という。）の送付を受けたが、その後の手続の教示の書面が同封されていなかったことから、再度同封した上で送付するように依頼したところ、令和7年12月23日、同命令書と手続を教示する書面を受け取った。被告の主張する本件命令書の送付には、手続に不備がある。

（被告の主張）

原告は、本件命令書を令和6年5月21日に受領したから、本件訴えは、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）14条1項本文が定める出訴期間を徒過して提起された不適法なものである。

第3 当裁判所の判断

1 証拠によれば、原告は、令和6年5月21日、本件命令書及び行訴法46条1項所定の事項を記載した書面の送付を受けたことが認められる。そのため、本件訴えの提起は、本件処分があったことを知った日から6か月を経過してされたものであるから、行訴法14条1項本文が定める出訴期間を徒過してされたものである。

2 原告は、手続の教示の書面が同封されていなかったから手続に不備がある旨主張し、行訴法14条1項ただし書きの「正当な理由」を主張するものと解されるが、上記1のとおり、本件命令書の送付の際に手続の教示の書面が同封されていたと認められるから、同主張は採用できない。

原告は、その他種々主張するが、「正当な理由」を具体的に基礎づけるものではないか、的確な裏付けがないものであるから、いずれも採用できない。

第4 結論

よって、本件訴えは不適法であるからこれを却下することとして、主文のとおり

り判決する。

名古屋地方裁判所民事第1部